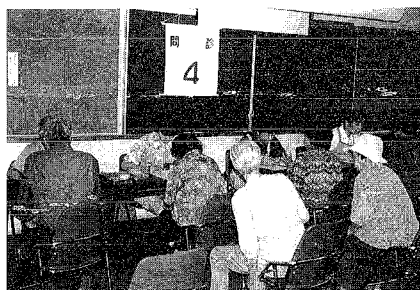


# 住民検診のお知らせ

年に一度は健康の確認を!!



今年も住民検診を実施致しますので受診して下さい。なお日程は別表のとおりです。

《対象》

今年2月に実施した「住民検診調査票」により、受診希望者に「受診票」を送付します。記入の上、受診日にお持ちください。

なお、「受診票」が届かなかった方で、受診を希望する方は、保健衛生係まで、ご連絡ください。

◎基本健康診査（眼底、心電図、血糖検査）と肺がん検診は、40才以上の方。

◎結核検診は、20才～39才の方。

◎成人歯科検診を行いません。6月2日と3日の午後、40才以上の方を対象に、歯科検診を行いません。無料ですので、希望者は、おいでください。

※年齢はいずれも、平成11年3月31日現在の年齢です。

- 《検診料金》
- ◎胸部レントゲン 40才から69才 2000円
  - ◎39才以下及び70才以上 無料
  - ◎喀たん検査 40才から69才 7000円

70才以上 無料

◎眼底、心電図、血糖検査

40才から69才 1、2000円

70才以上 無料

《お願い》

◎40才以上の方は、胸部検診問診票を必ず記入の上、持参してください。

◎検診当日は、貴重品等をお持ちにならないようお願いいたします。

◎「受診票」が届いた方で、医療機関等で受診済みの方や療養中等の方は、必ず保健衛生係まで連絡をお願いします。  
(☎38-3111内線131・132)

住民検診のパートを募集します

5月28日(木)から6月4日(金)までの6日間(土・日は除く)住民検診が行われます。検診の受付や記録等をするパートを募集します。

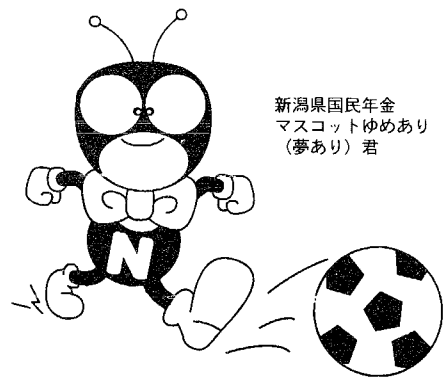
- ◎人数 8名
- ◎時間 8時30分から3時30分
- ◎賃金 1時間 810円
- ◎申し込み・問い合わせ 5月15日(金)まで保健福祉課 保健衛生係へ(内線131・132番)

## 《検診日程表》

期 日	時 間	会 場	対 象 地 区
5月28日(木)	午前9:30~11:00	竜玄集落開発センター	竜玄
	午後1:00~3:00	新保地域研修センター	新保
5月29日(金)	午前9:00~11:00	ヤシロダ健康体力研究所 (旧竹井機器体育館)	午前 矢代田3~6、舟戸
	午後1:00~3:00		午後 矢代田7~13
6月1日(月)	午前9:30~11:00	水田集落開発センター	小向・水田
	午後1:00~3:00	横川浜集落開発センター	横川浜
6月2日(火)	午前9:00~11:00	鎌倉地域研修センター	鎌倉
	午後1:00~3:00	ふれあい会館	天ヶ沢・矢代田1、2・松ヶ丘
6月3日(水)	午前9:00~11:00	中央公民館	午前 中央町・諏訪町・うでこき
	午後1:00~3:00		午後 新町・花園町・文京町
6月4日(木)	午前9:00~11:00	中央公民館	午前 大川前・本町・若葉町
	午後1:00~3:00		午後 新栄町・雁巻町

健康手帳をお持ちの方は、当日持参してください。  
レントゲンの結果が、3か月以上たっても連絡のない場合は、異常ありません。

# ゆめあり通信



## ご存知ですか?

### 国民年金保険料の支払いが困難な方へ

国民年金の保険料には支払いを免除する制度も設けられています。職業に就いていないため収入がなく、保険料の負担が困難な人の保険料を免除するとの考えに基づいたものです。

このため申請することにより、本人や世帯の所得、資産などから負担能力を判定し、保険料から免除されるかどうか決まることになっています。

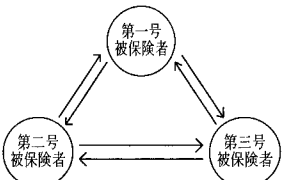
また、学生についても、親の世帯の所得状況などにより、保険料を免除されることがあります。

保険料が免除されると、その時は助かるのですが、年金を受給するときはどうなるのでしょうか。

保険料を免除された期間のその後の扱いは、老齢基礎年金の受給に必要な資格期間を計算する際に、その分の額が低くなります。保険料免除期間と納付済期間等と合算して資格期間を計

### こんなとき必ず届け出を してください。

- 20になったとき
- 転職したとき
- 退職したとき
- 就職したとき
- 結婚したとき
- 離婚したとき



算しますが、給付の面では保険料免除期間は基礎年金の国庫負担に相当する三分の一の額を支給することになります。

そこで、将来とも年金額を満額にするために、免除された期間は、さかのぼって十年以内の期間について、保険料を追納することができるようになっています。詳しいお問合せは役場住民課まで

## ゆめあり相談室



A

私は、56歳の会社員ですが、この3月いっぱいまで退職しました。厚生年金には、昭和35年からのままで引き続き加入しており、年金を受ける資格期間は満たしていません。

退職後、国民年金に加入しなければいけないのでしょうか。また、第三号被保険者になっていた妻はどうなりますか?



Q

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、必ず国民年金に加入することになっています。老齢基礎年金は加入可能年数(国民年金制度が始まった昭和36年4月以後の20歳から60歳になるまでの年数)の、すべての保険料を納めた場合に、満額を受けることができます。

あなたの場合、会社に勤めている間は厚生年金の被保険者であると同時に国民年金の第一号被保険者でもあるわけですが、退職すると厚生年金の受給資格期間を満たしていても、国民年金の第一号被保険者となりますので、役場住民課で、必ず国民年金の加入の手続きをしてください。

もし、あなたが退職をしたのち、加入の手続きをしなかったり、保険料を未納のままにしておくと、老齢基礎年金が減額され、満額の老齢基礎年金を受けられなくなります。

また、奥さんは第三号被保険者になっていたとのことですが、第二号被保険者のあなたが退職したことにより、あなたと同時に第一号被保険者となりますので、役場住民課での手続きが必要です。

なお、手続きのときは年金手帳(基礎年金番号通知書)と印鑑を忘れずにお持ちください。